障害児者日中一時支援事業実施要綱

(総則)

第1条 身体障害児及び知的障害児者(以下「障害児者」という。)を施設等に日中に入所させ、排せつ、食事等の介護等の便宜を供与する事業(以下「日中一時支援」という。)の実施については、サービス等提供規則(平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

- 第2条 日中一時支援の提供を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有し、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号。以下「法」という。)の規定により本市の支給決定を受け、本市の区域外の共同生活住居に入居している、在宅の障害児者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、介護保険法(平成9年法律第 123号)の規定により、日中一時支援と同様のサービスの提供を受けることができる者は、日中一時支援の提供を受けることができない。
  - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第4項の規定により 身体障害者手帳の交付を受けている障害児
  - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定されている障害児者

(実施機関)

- 第3条 日中一時支援は、次の各号のいずれかに該当する事業所(以下「実施機関」という。)にその事業の実施を委託する。
  - (1)福祉型日中一時支援事業所
    - 次に掲げる事業のうちいずれかを実施するもの
    - ア 法第5条第7項
    - イ 法第5条第8項
    - ウ 児童福祉法第6条の2の2第4項
  - (2) 医療型日中一時支援事業所
    - 次に掲げる要件のすべてに該当するもの
    - ア 医療法第1条の5第1項に規定する病院及び第2項に規定する診療所 を運営主体として日中一時支援を提供する事業所
    - イ 重症心身障害児者(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいう。)等を日中一時支援の主たる対象として掲げる事業所

- (3) 前項までに定める事業所のほか、市長が認めるもの(設備基準)
- 第4条 事業所における設備基準は、次のとおりとする。
- (1)設備及び備品等
  - ア支援室
  - (ア) 利用者の支援に支障のない広さを確保すること。
  - (イ) 利用者の支援に必要な機械器具等を備えること。
  - イ 事務室 間仕切り等を設けること。
  - ウ 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
  - エ 便 所 利用者の特性に応じたものであること。

### (人員基準)

- 第5条 人員に関する基準は、以下のとおりとする。
- (1)管理者 管理者は、専ら管理業務に従事する常勤職員とする。ただし、 利用者の支援に支障がない場合は、他の施設、事業所等の職務を兼ね ることができる。
- (2) サービス提供責任者 サービス提供責任者は、サービス提供時の状況 を常に把握する常勤職員とする。ただし、利用者の支援に支障がない 場合は、他の施設、事業所等の職務を兼ねることができる。
- (3) 生活支援員 生活支援員は、非常勤職員を充てることができるものと する。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、他の施設、事業所 等の職務を兼ねることができる。
- (4)事業所に置くべき従業員の員数は、日中一時支援の提供にあたる従業者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児・者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上とする。
  - ア 障害児・者の合計数が6人までのもの 1人
  - イ 障害児・者の合計数が 6 人を超えるもの 障害児・者の数を 6 で 除して得た数

(利用申請書)

第6条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、障害児者日中一時支援利用申請書(第1号様式)による。

(利用決定)

第7条 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、障害児者日中 一時支援利用決定通知書(第2号様式)による。

(利用者負担金)

- 第8条 日中一時支援の提供を受ける者(以下「利用者」という。)又はその 保護者は、日中一時支援に要する費用の一部(以下「利用者負担金」とい う。)を負担しなければならない。
- 2 利用者負担金の額は、利用者が障害者である場合は別表第1に定める負担 基準額とし、利用者が障害児である場合は別表第2に定める負担基準額とす る。
- 3 利用者又はその保護者は、利用者負担金を直接実施機関に支払うものとする。
- 4 利用者負担金に係る上限額については、地域生活支援事業に係る利用者負担金上限額に関する要綱(平成18年10月1日制定)に定めるところによる。 (その他の事項)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成21年1月5日から施行する。 附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第8条第2項関係)

	負担	負担基準額(1回当たり)				
区分	提供時間が4時間未満の場合	提供時間が4時 時間以上8時間 未満の場合	提供時間が8時間以上の場合			
区 分 1	130	円 259	円 390			
区 分 2	130	259	390			
区 分 3	149	297	447			
区 分 4	165	330	496			
区 分 5	200	401	602			
区 分 6	236	471	708			
医 療 型	636	1, 272	1, 908			

## 備考

- 1 区分1、区分2、区分3、区分4、区分5及び区分6とは、障害 支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する 命令(平成26年厚生労働省令第5号)第1条に規定する区分をいう。
- 2 医療型とは、区分5又は区分6に該当する重症心身障害者に対して、医療機関である実施機関が日中一時支援を提供する場合をいう。

別表第2 (第8条第2項関係)

			負担基準額(1回当たり)			
区		分	提供時間が4時間未満の場合	提供時間が 4 時 時間以上 8 時間 未満の場合	提供時間が8時間以上の場合	
区	分	1	130	円 259	円 390	
区	分	2	156	314	471	
区	分	3	200	401	602	
医	療	型	636	1, 272	1,908	

## 備考

- 1 区分1、区分2及び区分3とは、障害児に係るこども家庭庁長官 及び厚生労働大臣が定める区分(平成 18 年厚生労働省告示第 572号)に規定する区分をいう。
- 2 医療型とは、重症心身障害児に対して、医療機関である実施機関が日中一時支援を提供する場合をいう。

# 障害児者日中一時支援利用申請書

(あて先)植	黄須賀市長					年	月	目
		申請者	住氏電続	所 名 話 柄				
対象者	氏 名							
	生年月日							
申請理由								
緊急連絡先								
(事務処理欄)								

# 障害児者日中一時支援利用決定通知書

住所申請者 氏名		月	
	横須賀市長		印
対象者氏名			
支 給 量			
障害支援区分			
利用者負担額			
備考			